鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で介護サービス事業を営む法人（以下「法人」という。）が、介護サービス事業における介護職員等（日本職業標準分類における大分類Eのサービス職業従事者のうち、中分類36の介護サービス職業従事者に該当する者）の人材確保及び育成並びに雇用の促進を目的に開催した初任者研修又は介護福祉士実務者研修に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　介護サービス事業　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条及び第８条の２に規定するサービスを行う事業

⑵　初任者研修　都道府県又は都道府県知事の指定した者を実施主体とする介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修

⑶　介護福祉士実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第５号の指定を受けた養成施設が実施する介護福祉士の受験資格を取得するために行われる研修

⑷　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある鎌倉市暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第２条第２号に規定する団体。

⑸　暴力団員　鎌倉市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団の構成員。

⑹　暴力団員等　鎌倉市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。

（補助の対象となる者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

⑴　事業を実施する事業所が鎌倉市内に所在し、適切な運営が行われていること。

⑵　事業を実施する事業所が補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）終了の日までにおいて、介護サービス事業を休止していないこと。

⑶　事業を実施する事業所が補助対象事業について、国、県、または本市による補助金、助成金、負担金等を受けていない、かつ受けることが見込まれていないこと。

⑷　市税を滞納していないこと。

⑸　暴力団員等に該当する者が役員に含まれる法人又は暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する法人でないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員等に該当する者が役員に含まれる法人若しくは暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する法人と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（補助の対象）

第４条　補助対象事業は、前条に定める者が市内で実施する初任者研修または介護福祉士実務者研修で、実施する法人との雇用関係の有無にかかわらず受講が可能であることを事前に周知されたものとする。

２　補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、当該年度内に支払われた以下に定める経費であって、前条に定める者がその全額を負担したものとする。

|  |
| --- |
| 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。） |
| 委託費 | 研修委託費 |
| 報償費 | 講師謝礼等（前条に定める者が外部から講師を招いた場合に限る） |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、光熱水費等 |
| 役務費 | 郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等 |
| 備品購入費 | 事業の実施に必要な備品等の購入費等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、資機材の借上料等 |

（交付限度額）

第５条　補助金の額は、会計年度ごとに一法人あたり10万円を上限とし、前条第２項に規定する補助の対象となる経費の総額に２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第６条　第３条各号のいずれにも該当する法人のうち、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第１号様式）に第２号様式から第４号様式、及び、市長が定める書類を添えて、補助の対象となる事業の着手前に市長に申請しなければならない。

（交付の決定及び通知、標準処理期間）

第７条　市長は、前条の規定による申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、前条の規定による申請を行った者に第５号様式による書面で通知する。補助金の交付を拒否する処分をする場合は、当該処分の理由を付さなければならない。

２ 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

３　市長は、第１項の通知に際して補助金の使途についての必要な指示又は条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第８条　第６条の申請を行った者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領して10日以内に、第６号様式による書面により申請の取り下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（計画の変更等）

第９条　第７条の規定による通知を受領した申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ第７号様式による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　補助対象経費の額を変更しようとするとき。

⑵　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更であって交付決定額を超えない程度の軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

⑶　補助対象事業を廃止しようとするとき。

２　市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助対象事業の変更等の承認をすべきと認めたときは、当該補助対象事業の変更等の承認をするものとする。

３　第７条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用し、第１項の規定による申請を行った者に第８号様式による書面で通知する。

４　補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に実施困難となった場合、又は、補助対象事業の実施が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（決定の取り消し）

第10条　市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

２　市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

⑴　天災地変（大規模火災、地震、津波、風水害、感染症・伝染症等を含むがこれらに限られない）、社会的事変（戦争（宣戦布告の有無を問わない）・暴動・内乱・テロリズム）、公権力による命令処分、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象により補助対象事業者が補助対象事業の全部又は一部を実施することが出来なくなった場合

⑵　補助対象事業者が補助対象事業を実施するため必要な会場その他の手段を使用することができない場合

⑶　補助対象事業者が交付の決定に係る市の会計年度が終了するまでに補助対象事業を実施できない場合

⑷　補助対象事業者が、補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反した場合

⑸　補助対象事業者が第３条に定める要件その他交付の要件を満たしていないことが補助金の交付の決定後に明らかとなった場合

⑹　補助対象事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明した場合

⑺　補助金の交付の決定後に第６条の規定による申請が虚偽その他不正な手段によるものであることが明らかとなった場合

⑻　その他の理由により補助対象事業を実施することができない場合

３　第７条の規定は、第１項の規定による取り消しをした場合について準用し、第６条の申請を行った者に第９号様式による書面で通知する。

４　市長は、第１項の規定による取り消しによって補助対象事業者に生じた損害については賠償の責を負わない。

（事業の完了届）

第11条　補助対象事業者は、補助対象事業の完了後14日以内に第10号様式による完了届に第11号様式から第12号様式、及び、市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条　市長は、前条の規定による完了届等の提出を受けた場合においては、当該届出書等の書類の審査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すみやかに当該補助対象事業者に第13号様式により通知するものとする。

（交付の請求）

第13条　前条の規定による通知を受領した補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、第14号様式による請求書を市長に提出して請求しなければならない。

（補助金の交付の時期等）

第14条　補助金は、前条の規定による交付の請求を受けた後において交付するものとする。

（額確定後の決定の取り消し）

第15条　第10条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還）

第16条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部を返還させなければならない。

２　市長は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

３　第12条の規定は、前２項の規定による返還を決定した場合について準用し、第１項の規定による申請を行った者に第15号様式による書面で通知する。

（利息相当額の算定）

第17条　補助対象事業者は、前条の場合において、返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間についてはその納付金額を控除した額）に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合で計算した利息相当額を市に納付しなければならない。

２　[前項](https://www1.g-reiki.net/akaiwa_reiki/reiki_honbun/r137RG00001290.html#e000000072)の規定により利息相当額を納付しなければならない場合において、補助対象事業者の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その利息相当額は、まず当該返還すべき補助金の額に充てられたものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第18条　補助対象事業者は、当該補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（法人の役割）

第19条　補助対象事業者は、その従業員以外の者で当該補助の対象となる研修の受講者が、受講後に当該法人又は市内介護サービス事業所において就労を希望する場合は、信義誠実に就労機会の斡旋、必要な助言、情報の提供等、可能な限りの支援をすること。

（その他の事項）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和７年（2025年）４月１日から施行する。

ただし、この要綱の施行日前に改正前の規定により交付の決定を受けている補助対象事業については、なお従前の例による。

２　この要綱の規定により改正される様式に係る用紙でこの要綱施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

３　前項に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めることができる。

付　則

この要綱は、令和４年（2022年）12月１日から施行する。

第１号様式

（第６条関係）

**鎌倉市介護人材確保事業補助金交付申請書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌倉市介護人材確保事業補助金の交付を受けたいので、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。 |
| 補助対象事業 | □介護職員初任者研修□介護福祉士実務者研修 |
| 補助金申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象事業に係る経費総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 担当者氏名 | * 代表者と同じ（記入省略可）
 |
| 担当者連絡先 | 電話番号　　　　－　　　　－ |
| FAX番号　　　　 －　　　 － |
| Ｅ-mail |
| 添付書類 | * 事業計画書（第２号様式）
* 収支予算書（第３号様式）
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

第２号様式

（第６条関係）

**事　業　計　画　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 研修名称 |  |
| 研修会場（所在地） |  |
| 研修期間 | 　　　　　年　　月　　日　　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 参加予定人数 | 　　　　　　　　　　　名 |
| 研修実施事業者 | 法人名 |  |
| 代表者名 |  |
| 住所 |  |
| 講師名 |  |
| 添付書類 | * 研修計画書及び研修日程表
* 研修参加者一覧
* 周知・募集資料
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

第３号様式

（第６条関係）

**収　支　予　算　書**

（収入の部）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額　（円） | 備　　考 |
| 市からの補助金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（支出の部）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額　（円） | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※予算額は消費税及び地方消費税は除いた金額を記入してください。

※備考欄には、内訳（単価・数量など）をできるだけ詳しく記入してください。

第４号様式

（第６条関係）

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（鎌倉市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第４号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団経営支配法人等（同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等）、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、鎌倉市が必要と認める場合には、鎌倉警察署又は大船警察署に照会することについて同意します。

鎌倉市長殿

 年　　　 月　　　　 日

誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

電話番号

※お願い

鎌倉市では、鎌倉市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません

備考

　この誓約書において、役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第５号様式

（第７条関係）

鎌介第　　　号

年　　月　　日

（所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）　　　　　様

鎌倉市長

鎌倉市介護人材確保事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付で申請を受けました、鎌倉市介護人材確保事業補助金については、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| * 交付します
 | * 交付しません
 |
|  |  |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　円 |
| 条　　　件 |  |
| 交付しない場合はその理由 |  |

第６号様式

（第８条関係）

**鎌倉市介護人材確保事業補助金申請取り下げ届出書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌介第　　号にて交付決定を受けた鎌倉市介護人材確保事業補助金については、下記の事項に不服があるので取り下げます。  |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件 |  |
| 不服の理由 |  |

※申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定ははじめからなかったものとして扱われます。

第７号様式

（第９条関係）

**鎌倉市介護人材確保事業補助金変更（廃止）申請書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌介第　　号にて交付決定を受けた鎌倉市介護人材確保事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。 |
| 変更（廃止）前 | 補助金額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象事業に係る経費総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ※変更後 | 補助金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助対象事業に係る経費総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ※変更内容 |  |
| 変更（又は廃止）の理由 |  |
| ※添付書類 | □　事業計画書（第２号様式）□　収支予算書（第３号様式）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

廃止の申請の場合、※の項目の記載及び添付は不要です。

第８号様式

（第９条関係）

鎌介第　　　号

年　　月　　日

（所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）　　　　　　　　様

鎌倉市長

鎌倉市介護人材確保事業補助金変更（廃止）決定通知書

年　　月　　日付で変更（廃止）交付申請のありました、鎌倉市介護人材確保事業補助金については、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| * 変更（廃止）を認めます
 | * 変更（廃止）を認めません
 |
|  |  |
| 【変更後】補助金交付決定額 | 　　　　　　　　円 |
| 【変更（廃止）前】補助金交付決定額 | 　　　　　　　　円 |
| 条　　　件 |  |
| 変更（廃止）を認めない場合はその理由 |  |

第９号様式

（第10条関係）

**鎌倉市介護人材確保事業補助金決定取り消し通知書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（所在地）（法人名）（代表者職氏名）　　　　　　　様鎌倉市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌介第　　号にて交付決定を受けた鎌倉市介護人材確保事業補助金について、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。 |
| 取消しの内容（交付決定の内容） |  |
| 取消しの理由 |  |

第10号様式

（第11条関係）

**鎌倉市介護人材確保事業完了届**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日（宛先）鎌倉市長所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付鎌介第　　号の決定に係る補助対象事業が完了したので、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。 |
| 補助対象事業 | □介護職員初任者研修□介護福祉士実務者研修 |
| 補助対象事業に係る経費総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類 | * 事業報告書（第11号様式）
* 収支報告書（第12号様式）
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

第11号様式

（第11条関係）

**事　業　報　告　書**

|  |  |
| --- | --- |
| 研修名称 |  |
| 研修会場（所在地） |  |
| 研修期間 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 参加人数 | 　　　　　　　　　　名 |
| 研修実施者 | 法人名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| 講師名 |  |
| 添付書類 | □　研修実施内容及び研修日程表□　研修修了者一覧□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

第12号様式

（第11条関係）

**収　支　報　告　書**

（収入の部）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額　（円） | 備　　考 |
| 市からの補助金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（支出の部）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 予　算　額　（円） | 備　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

※予算額は消費税及び地方消費税は除いた金額を記入してください。

※備考欄には、内訳（単価・数量など）をできるだけ詳しく記入してください。

第13号様式

（第12条関係）

鎌介第　　　号

年　　月　　日

（所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）　　　　　　　様

鎌倉市長

鎌倉市介護人材確保事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付鎌介第　　号にて決定した鎌倉市介護人材確保事業補助金の交付額について、下記のとおり補助金の額を確定したので、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

１．交付確定額　　　　　　　　　　　　円

２．交付決定額　　　　　　　　　　　　円

第14号様式

（第13条関係）

鎌倉市介護人材確保事業補助金請求書

|  |
| --- |
|  |
|  | 金　額※　金額の前に「￥」マークをご記入ください | 　　十 | 　　万　 | 　　千 | 　　百 | 　　十 | 　　円 |  |
|  |
|  | 品　　　　 名 | 金　　額 | 備　　　　　　　考 |  |
| 鎌倉市介護人材確保事業補助金 | 　  円 |  |
|  上記の金額を請求します。　なお、請求金額は、口座振替の方法により下記の口座に振込んでください。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　（宛先）　鎌倉市長 |

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名 | 口座名義（カタカナで記入してください） |
| 支店名 | * 当座

□　普通 | 口座番号 | 備　考 |

第15号様式

（第16条関係）

鎌介第　　　号

年　　月　　日

（所在地）

（法人名）

（代表者職氏名）　　　　　　　様

鎌倉市長

鎌倉市介護人材確保事業補助金返還通知書

年　　月　　日付鎌介第　　号で交付決定・確定通知した鎌倉市介護人材確保事業補助金について、鎌倉市介護人材確保事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

１．補助金返還額　　　　　　　　　　　　円

２．交付済補助金額　　　　　　　　　　　　円

３．返還期限　　　　　　　　　年　　　月　　　日

４．返還理由

５．返還方法　　別紙納入通知書により、鎌倉市役所本庁舎又は鎌倉市指定金融機関で納付してください。

６．その他　　補助金の返還を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額に利息相当額を加算した金額を納付することになりますので、速やかに返還してください。